

監査公表第9号（令和元年9月6日、県公報第36号登載）

平成30年10月2日から平成31年2月7日実施 財政的援助団体等監査（2次分）結果に基づく措置通知（平成30年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査（2次分）結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月6日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	行	正	晴	實
同	岩	崎		勇
同	長		裕	海

1 商政第 4 7 9 号  
令和元年 8 月 2 6 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三 殿
同	行 正 晴 實 殿
同	岩 崎 勇 殿
同	長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 3 1 年 3 月 1 8 日 3 0 監総第 8 9 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商 工 部	債権回収の委託契約において、当該団体は債権回収会社に遅滞なく回収金を送金させるべきであったにもかかわらず、全く送金させていなかった。	未送金の回収済債権については、平成 3 0 年 1 2 月に債権回収会社から送金を受けた。 令和元年度からは、当該団体から債権回収会社に対し、毎月報告を求めた上、会計年度末まで（ただし、100 万円以上の回収があった場合は、その都度）に、回収済債権を送金させるとともに、その結果を公認会計士である当該団体の監事にも報告し、確認を受けることとした。